

## 第 12 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和2年12月17日(木)午後3時30分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6田口 慶則・7森 哲也・14宮本 政春・15守山 孝之  
16中谷 秀也・17西森 偉統・18結城 晋三・20諸戸 善昭  
22中野 たつ子・24前田 孝幸

以上10名

欠席部会委員

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 勝田事務局長・野村事務局次長・増田主査

総合支所 久居：藤巻担当主幹 一志：柴山担当副主幹  
白山：境担当副主幹 美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 6田口 慶則・24前田 孝幸

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について  
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)  
報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(使用貸借)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)  
議案第6号 非農地証明願について  
議案第7号 農地法経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定  
について <別冊>

## 議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、早速ですが、第12回農地部会を開催させていただきます。 本日、全員出席ですので、よろしくお願いいたします。 議事録署名委員、6番 田口 慶則委員、24番 前田 孝幸委員、よろしく いたします。 初めに、専決等の報告事項に入らせていただきます。</p>
事 務 局	<p>議案書の1ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ございま す。 番号1で、件数は1件、面積は田で1,078㎡でございます。 これにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約 したものであります。</p> <p>2ページから7ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。 番号1から12で、合計件数は12件、合計面積は46,018.71㎡で、 その内訳は田が26,763.30㎡、畑が18,642.41㎡、その他が宅地 と原野で613㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性があり ますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>8ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、ござ います。 番号1 駐車場用地、物置用地 でございます。 以上、件数は1件、合計面積は畑で99,54㎡でございます。</p> <p>9ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権 移転）、でございます。 番号1 長屋住宅用地 番号2から3 太陽光発電施設用地 でございます。 以上、件数は3件、合計面積は田で2,485㎡でございます。</p> <p>10ページをお願いいたします。 報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（使用貸 借）、でございます。 番号1 一般個人住宅用地 でございます。 以上、件数は1件、合計面積は畑で17㎡でございます。 報告案件は以上です。</p>
議 長	<p>議案事項に入らせていただきます。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を</p>

議題といたします。

事務局の説明をお願いします。よろしくお願いします。

事務局

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

議案書の11ページから12ページをお願いいたします。

番号1、地区 榊原、受人 \_\_\_\_\_、面積 14,344㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 1,248㎡、申請地 榊原町上出\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 82㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 波瀬、受人 \_\_\_\_\_、面積 17,853㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 2,328㎡、申請地 一志町波瀬川原出\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 353㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から耕作利便のよい申請地を譲り受けるものです。

番号3、地区 波瀬、受人 \_\_\_\_\_、面積 17,853㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 4,269㎡、申請地 一志町波瀬川原出\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 386㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人から耕作利便のよい申請地を譲り受けるものです。

番号4、地区 大三、受人 \_\_\_\_\_、面積 6,997㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 522㎡、申請地 白山町二本木三ヶ谷\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 522㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 竹原、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 349㎡、申請地 美杉町竹原中垣内\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 141㎡ 外3筆、合計面積 349㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、空き家取得に伴い新規営農するものです。

なお、この地区の下限面積は、空き家と同時取得の場合、100㎡となっております。

番号6、地区 八知、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 3,793㎡、申請地 美杉町八知戸井内\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 287㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、空き家取得に伴い新規営農するものです。

なお、この地区の下限面積は、空き家と同時取得の場合、100㎡となっております。

番号7、地区 丹生俣、受人 \_\_\_\_\_、面積 3,073㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 458㎡、申請地 美杉町丹生俣北垣内\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 13㎡ 外3筆、合計面積 458㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号8、地区 丹生俣、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 5,826㎡、申請地 美杉町丹生俣庄司\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,348㎡ 外9筆、合計面積 4,498㎡。

これにつきましては、受人は、受人の要望により渡人から申請地を譲り受け、新規営農するものです。

番号9、地区 下多気、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 197㎡、申請地 美杉町下多気六田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 197㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、空き家取得に伴い新規営農するものです。

なお、この地区の下限面積は、空き家と同時取得の場合、100㎡となっております。

番号10、地区 下多気、受人 \_\_\_\_\_、面積 4,005.17㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 300㎡、申請地 美杉町下多気漆\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 300㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は10件、合計面積は7,432㎡で、その内訳は田が2,053㎡、畑が5,379㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

1番、お願いします。

森委員 7番 森です。12月9日の日に現地調査に行っていました。諸戸部会長、農業委員の田口さん、中野さん、私と久居事務局、それと地元推進委員と行ってまいりました。現場は\_\_\_\_\_から西へ500メートルぐらい行ったところでございます。現場のほうは事務局の説明のとおりでございます。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

2番、3番お願いします。

宮本委員 14番 宮本です。2番、3番も同じところ。7日の日、ちょっと私のところで日を変えてもらって申し訳なかったですが、7日の日に守山会長、地元推進委員、一志事務局立会いの下で確認をしてきました。譲受人の自宅の周りで以前から作っておいたみたいな感じの話でしたけれども、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。  
4番お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。12月10日の日に西森、中谷両委員と地元推進委員、白山総合支所の事務局で確認をしてまいりました。場所は、\_\_\_\_\_の東200メートルほどのところ。近鉄線のすぐ北側になります。何ら問題ないかと思えます。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。  
5番から10番よろしくお願いします。

結城委員 18番 結城です。5番の竹原については、地元推進委員と事務局、行政書士で現地を確認いたしました。これは空き家バンクの対象でございまして、農地は農地で守るようにと指導しました。

6番も同じところで、これは地元推進委員と事務局、それで現地を確認いたしました。これも空き家バンク対象で、農地は農地で守るよう指導してあります。

それから7番、丹生侯は、これは地元推進委員と事務局と現地を確認いたしました。高齢になり後継者もなく遠方のため、近くで耕作されている方に譲りたい。受人は果樹を栽培し、事業を拡大したいと。柚子とかそういうものはいっぱい植わっていますので、それを管理していくということでございます。

それから丹生侯、8番、これも地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。新規営農計画を立てて営農経営するため、耕作地を取得すると。これはずっと前に映画の撮影で使われた家です。この人は大阪の人で農業をやってみたくて、新規就農したいということでございます。

それから下多気、9番について、これも地元推進委員、事務局で確認をいたしました。これも空き家バンク対象でございます。よろしくお願いします。

10番、受人は\_\_\_\_\_で、\_\_\_\_\_は相当拡大をしております。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長 ありがとうございます。  
地元委員より説明がございました。皆さん方のご意見はありますか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。  
それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員	<一同 異議なし>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明願います。</p>
事務局	<p>13ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。</p> <p>番号1、地区 榊原、申請者 _____、申請地 榊原町上出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 413㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号2、地区 高岡、申請者 _____、申請地 一志町田尻宮田_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 402㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地を車庫用地及び庭用地とするものです。所有者が相続する以前である平成12年から現在の用途で利用している旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。</p> <p>農地区分は、第3種農地と判断されます。</p> <p>以上、件数は2件、合計面積は815㎡で、その内訳は、田が402㎡、畑が413㎡でございます。</p> <p>これらの案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局の説明がありました。地元委員のご意見をお伺いします。</p> <p>1番お願いします。</p>
森委員	<p>7番 森です。12月9日の日に現地調査に行ってまいりました。諸戸部長、農業委員の田口さん、中野さん、私と久居事務局と、地元推進委員と行ってまいりました。現場は、第3条の許可申請の隣地でございます。事務局の説明どおりで何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>2番お願いします。</p>
守山委員	<p>15番、守山です。12月7日の日に現地調査をいたしました。宮本委員と、そして地元推進委員、それから一志事務局で、相手方の申請人の説明を受けたわけでございます。事務局から説明があったとおり、現在は20年ほど前に現在の姿である庭、それから車庫が建っております。何ら問題がないと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p>

地元委員より説明がございましたが、皆さん方からご意見はありますか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。  
それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 14ページから18ページをお願いいたします。  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 戸木町中川原\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,097㎡ 外4筆、合計面積 3,008㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を砂利置場用地とするものです。農地区分は、第1種農地で、原則転用を許可しない農地と位置づけられますが、農地法施行規則第35条第5号に規定される「特別の立地条件を必要とする事業」のうち、既存の施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに該当し、例外的に許可し得るものと判断されます。

当案件につきましては、12月11日開催の第57回常設審議委員会に付託され、諮問事項については適切と認められた答申を得ております。

番号2、地区 久居、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 戸木町八丁山\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 122㎡ 外1筆、合計面積 1,460㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は541.08㎡、パネル自体の影回避及び貯水路面積の確保のため、パネルの設置率は、転用面積の37.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、受人 合同会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 \_\_\_\_\_、渡人 合資会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 \_\_\_\_\_、申請地 久居明神町風早\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 206㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地をグループホーム用地とするものです。申請地は、過去、福祉施設の建設用地として転用許可済みですが、事業者と転用計画が変更となり、改めて許可申請するもの

です。また、当該地は市街化調整区域であるため、都市計画法第43条の建築許可と同時の転用許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 久居、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居北口町洗ヶ瀬 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 16㎡ 外1筆、合計面積 559㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものです。申請人は、申請地から道路向かいに支店である事務所があり、重機や土砂等の資材置場として活用する計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 久居、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居井戸山町奥ノ谷 \_\_\_\_\_、台帳地目 山林、現況地目 畑、面積 1,024㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は679.06㎡、パネルの設置率は、転用面積の66.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 栗葉、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居一色町羽場 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 600㎡ 外1筆、合計面積 693㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は222.88㎡、メンテナンス等の管理用地を確保するため、有効設置面積に対するパネルの設置率は、転用面積の46.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 栗葉、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居一色町羽場 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 763㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は322㎡、パネルの設置率は、転用面積の42.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 栗葉、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 久居一色町羽場 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 300㎡ 外1筆、合計面積 769㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は331.5㎡、パネルの設置率は、転用面積の43.1%



になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 栗葉、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 久居一色町羽場 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況  
地目とも畑、面積 661㎡ 外1筆、合計面積 1,070㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は402.10㎡、フェンスを境界から1.5m控えて設置  
するため、パネルの設置率は、転用面積の37.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 栗葉、受人 合同会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 \_\_\_\_\_、渡  
人 \_\_\_\_\_、申請地 久居一色町羽場 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、  
面積 1,008㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は305.90㎡、フェンスを境界から1.5m控えて設置  
するため、パネルの設置率は、転用面積の30.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地  
久居一色町羽場 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 538㎡ 外  
1筆、合計面積 822㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は410.46㎡、パネルの設置率は、転用面積の50.0%  
になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 庄田町  
谷口 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 23㎡ 外2筆、合計面積  
1,086㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を運動場  
用地とするものです。

申請地については、受人が代表理事を務める \_\_\_\_\_ が受人から借り受け、  
同法人が運営する障害者向け福祉施設の運動場用地として活用する計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居一  
色町羽場 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 905㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は425.76㎡、パネルの設置率は、転用面積の47.1%  
になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 栗葉、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居一色町羽場 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも  
畑、面積 469㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は128.77㎡、パネルの設置率は、管理用駐車スペース  
を確保することから、転用面積の27.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居一  
色町羽場 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 687㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は307.49㎡、パネルの設置率は、転用面積の44.8%  
になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町  
稲葉山 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 500㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個  
人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 栗葉、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_  
、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 森町笠ヶ広 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも  
畑、面積 589㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

番号18を含んだ一体利用地全体でのパネル設置面積は399㎡、パネルの  
設置率は、45.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 森町笠  
ヶ広 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 167㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

番号17を含んだ一体利用地全体でのパネル設置面積は399㎡、パネルの  
設置率は、45.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 栗葉、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_  
、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 庄田町沓掛 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも  
畑、面積 247㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は137.10㎡、パネルの設置率は、転用面積の55.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号20、地区 栗葉、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 庄田町上出\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 353㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は142.20㎡、パネルの設置率は、転用面積の40.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号21、地区 栗葉、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 庄田町沓掛\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 327㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は137.28㎡、パネルの設置率は、転用面積の42.0%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号22、地区 栗葉、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 庄田町大沢\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 469㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は133.60㎡、パネル自体の影回避のため、パネルの設置率は、転用面積の28.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号23、地区 栗葉、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 庄田町上出\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 515㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は133.60㎡、管理用車両の駐車スペース確保のため、パネルの設置率は、転用面積の36%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号24、地区 栗葉、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 庄田町上出\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 294㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は133.60㎡、パネルの設置率は、転用面積の45.5%

になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号25、地区 栗葉、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 庄田町貝下 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 416㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は133.60㎡、パネル自体の影回避のため、パネルの設置率は、転用面積の32.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号26、地区 波瀬、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町波瀬小路垣内 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 1,210㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は647.30㎡、パネルの設置率は、転用面積の53.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号27、地区 川合、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町小山鳥居ノ本 \_\_\_\_\_ 台帳地目・現況地目とも畑、面積 175㎡ 外1筆、合計面積 455㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

申請地は、過去転用許可済みですが、転用事業者を変更し、改めて許可申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号28、地区 川口、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口出湯田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 51㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を自家用の駐車場用地及び配水管敷設用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号29、地区 竹原、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町竹原奥田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 561㎡ 外6筆、合計面積 4,446㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものです。

申請人は、津市美杉町に主たる事務所を有する有限会社 \_\_\_\_\_ の役員であり、当該法人は、バイオマス発電所用の木材チップを生産しています。申請地については、近隣の山林から伐り出した材木を搬入し、バイオエネルギー用資材置場として活用する計画です。

当案件につきましては、12月11日開催の第57回常設審議委員会に付託され、諮問事項については適切と認められた答申を得ております。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号30、地区 八知、受人 合同会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 美杉町八知下峯郷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現  
況地目とも畑、面積 849㎡ 外1筆、合計面積 1,172㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は469.44㎡、パネルの設置率は、転用面積の40.1%  
になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号31、地区 上多気、受人 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_  
、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 美杉町上多気高保田 \_\_\_\_\_、台帳  
地目・現況地目とも田、面積 995㎡ 外1筆、合計面積 1,409㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は756.96㎡、パネルの設置率は、転用面積の53.7%  
になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号32、地区 上多気、受人 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_  
、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町上多気高保田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現  
況地目とも田、面積 1,074㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は665.32㎡、パネルの設置率は、転用面積の61.9%  
になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号33、地区 上多気、受人 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_  
、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町上多気高保田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現  
況地目とも田、面積 1,090㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は705.45㎡、パネルの設置率は、転用面積の64.7%  
になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号34、地区 上多気、受人 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_  
、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 美杉町上多気高保田 \_\_\_\_\_、台帳地  
目・現況地目とも田、面積 1,398㎡ 外1筆、合計面積 2,674㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は1,419.13㎡、パネルの設置率は、転用面積の53.

1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号35、地区 下之川、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下之川村 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 760㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は371.80㎡、パネルの設置率は、転用面積の49%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号36、地区 下之川、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下之川大作 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 307㎡ 外5筆、合計面積 1,220㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものです。

申請人は、東海地区を中心に太陽光発電所の建設と管理をしています。美杉地区には管理物件が現在24件あるものの、メンテナンス及び補修用の資材置場がなく、効率的な維持管理のため、今回新たに資材置場を確保するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は36件、合計面積は33,967㎡で、その内訳は田が15,499㎡、畑が17,444㎡、その他が山林で1,024㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番から5番、お願いします。

田口委員

6番 田口です。10日に地元推進委員、会長、部会長、本庁、久居事務局で見てまいりました。事務局の説明どおりでございます。何ら問題ないと思えます。

2番について、場所は、\_\_\_\_\_の西の高速のすぐ右のところでございます。これも事務局の説明どおりでございます。何ら問題ないと思えます。

3番について、これも事務局の説明どおりでございます。何ら問題ないと思えます。

4番について、事務所の道路向かいの場所で、これも何も問題ないと思っております。

そして5番目について、これも事務局の説明どおりでございますので、何ら問題ないと思えます。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

6番から25番までですね。

森委員

7番、森です。12月10日の午前中に現地調査に行っていました。部長、農業委員の田口さん、中野さん、私、事務局、地元推進委員で行ってきました。

まず、番号の6番、7番、8番、9番、10番、11番、それと13、14、15と、これは全て隣地ですので一緒に説明させていただきます。現場のほうは、これは\_\_\_\_\_から南へ300mぐらい行ったところでございます。以前から太陽光施設が多く設置されている地域でございます。事務局説明のとおりで何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

それから12番、これも同じ日に行っていました。現地は、これは165号の\_\_\_\_\_から南へ300mぐらい行ったところでございます。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

それから16番ですね。これは久居の\_\_\_\_\_から南へ500mぐらい行ったところでございます。事務局の説明どおりになりますので、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

番号の17番、18番、これも隣地ですので一緒に説明させていただきます。森町笠ヶ広、これはちょうど現場は\_\_\_\_\_から南へ500m行ったところでございます。これも事務局説明のとおりで何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

19番ですね。これはちょうど\_\_\_\_\_から、これは北へ100mぐらい行ったところが現場でございます。これも今から太陽光施設が増えてくる地域の一番最初の現場になります。事務局説明のとおりで何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから20番と23番、24番は隣地ですので、一緒に説明させていただきます。これ、現場は165号の\_\_\_\_\_の以前から太陽光施設が多く設置されている地域でございます。事務局説明のとおりで何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから21番ですね。これも\_\_\_\_\_の北側200mぐらい行ったところでございます。ここも太陽光施設がこれから増えてくる現場の近くでございます。よろしくお願いします。

22番です。これは\_\_\_\_\_の裏のほうになります。ちょうど100mぐらい北側のところでございます。ここも以前から太陽光施設が増えてきている場所でございます。事務局説明のとおりで何ら問題はないと思います。よろしくお願いします。

25番ですね。これは\_\_\_\_\_というところがありまして、ここから東側へ500mぐらい行ったところでございます。ここも事務局説明のとおりで何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長

ありがとうございます。

26番お願いします。

宮本委員

14番、宮本です。これも7日の日、守山会長と、それから地元推進委員と一志事務局で確認をしてきました。元、水田のところに設置をする予定です。問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長	ありがとうございます。 27番。
守山委員	15番、守山です。これは今、事務局の説明の中にもあったように、以前に転用されておるわけなんです、12月7日の日に宮本委員、それから地元推進委員と一志事務局とで相手方の説明を受けたわけでございます。場所は_____の南、300mぐらい。周りは全部住宅街でありますので、何ら問題がないと思いますので、よろしく願いいたします。
議 長	ありがとうございます。 28番お願いします。
中谷委員	16番、中谷です。10日の日に西森、中谷両委員と地元推進委員、それと白山事務局と行政書士さんで確認をしました。場所は_____の西200mほどのところで、_____の事務所、自宅のすぐ裏になります。渡人の_____の父親が生前受人と約束をしてみえたようで、浄化槽の配水管の埋設と駐車場用地ということで、贈与をされるということで何ら問題はないと思います。
議 長	ありがとうございます。 29から36、お願いします。
結城委員	18番、結城です。29から終わりまで説明します。29番については、地元推進委員、それから行政書士と事務局で現地を確認いたしました。受人がバイオエネルギーの資材置場として活用したいと、現在は荒廃地ですごく荒れております。イノシシとか鹿がたくさんおります。そういう現状でございます。 30番は、地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。受人は所有権移転をし、再生エネルギー用地としたいということでございます。 それから上多気、31番、31、32、33、34は、場所も同じところですので、再エネということですので、詳細は省略をいたします。 下之川、35番、地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。遊休農地を利用して太陽光施設用地にしたいということでございます。 36番も同じことです。 以上です。
議 長	地元委員の説明がございました。皆さん方のご意見をお伺いしたいと思えます。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思います。



続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局

19ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。

番号1、地区 倭、借人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町南出福社 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 129㎡ 外1筆、合計面積 538㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は320.64㎡、パネルの設置率は、転用面積の59.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は田で538㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いいたします。

お願いします。

中谷委員

16番、中谷です。12月10日の日に西森、中谷両委員と地元推進委員、それから白山事務局で現地確認しました。場所は \_\_\_\_\_ の南300mほどのところ。この土地の西側は既に太陽光になっておりまして、この一角だけ残っていたわけです。何ら問題はないかと思えます。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見は。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

よろしいですか。

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。事務局、説明願います。

事務局

20ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）  
でございます。

番号1、地区 川口、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川  
口笠張\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 114㎡ 外1筆、合計  
面積 416㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申  
請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断され  
ます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で416㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、  
許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
説明がありました。地元委員のご意見をお伺いします。

中谷委員 16番、中谷です。これも10日の日に西森、中谷両委員と地元推進委員、  
それから白山事務局で確認をしました。場所は、\_\_\_\_\_のすぐ南になります。  
次男の家を建てるということで、何ら問題ないかと思えます。  
以上です。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。  
説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。  
それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号につい  
て、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することと決定し  
たいと思います。  
続きまして、議案第6号 非農地証明願についてを議題とします。事務局、  
説明願います。

事 務 局 21ページをご覧ください。  
議案第6号 非農地証明願についてです。

番号1、地区 久居、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 新家町己改\_\_\_\_\_、台  
帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 145㎡。

これにつきましては、固定資産税課税証明書により、申請地に昭和62年頃  
住宅を建築し、以降住宅敷地として利用し、現在に至ることが確認できること  
から、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、

非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件、面積は畑で145㎡でございます。  
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
説明がありました、地元委員のご意見をお伺いします。お願いします。

田口委員 6番、田口です。10日の日に現地を見てまいりました。私と諸戸さん、それから中野さん、森さん、地元推進委員で現地を見に行つてまいりました。場所は\_\_\_\_\_から北へ約200mぐらい。あとは事務局の説明どおりでございます。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。  
説明がございましたが、皆さん方のご意見がありましたらお伺いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よつて、議案第6号については証明することと決定したいと思います。

次に、別冊としてお配りいたしました議案第7号 農地法経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明願います。

事務局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

それでは、資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で163,520㎡、畑の賃貸借、使用貸借で14,478㎡、契約件数は76件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、所有権移転で38,425㎡、畑の使用貸借で259㎡、契約件数は16件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で33,577㎡、契約件数は18件でございます。

美杉地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で7,739㎡、畑の使用貸借で1,564㎡、契約件数は3件でございます。

以上、合計で田の集積が賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて243,261㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借を合わせて16,301㎡、合計契約件数は113件、合計面積は259,562㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区51件、一志地区10件、白山地区9件、美杉地区2件で合計72件、合計面積は182,562㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で63.8%、面積で70.4%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は30番、32番、34番、36番の4件になり、整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりましてご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございます。

説明が終わりましたが、今回、初めに農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、先に審議をいたします。

整理番号9及び80です。

\_\_\_\_\_委員、一時退室願います。

< 退 室 >

議長

よろしいですか。この2件についていかがでしょうか、皆さん。よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました2件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。

この案件につきましては、適正であると認め、市長に進達することといたします。

入室をお願いします。

< 入 室 >

議長

それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いいたします。皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、市長に進達することといたします。</p> <p>以上で、本部会に付議されました議案は全て終了いたしました。ありがとうございます。</p> <p>これもちまして、第12回第2農地部会を閉会します。</p>
	午後4時38分

上記は、第12回第2農地部会の議事を録したものである。

令和2年12月17日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_